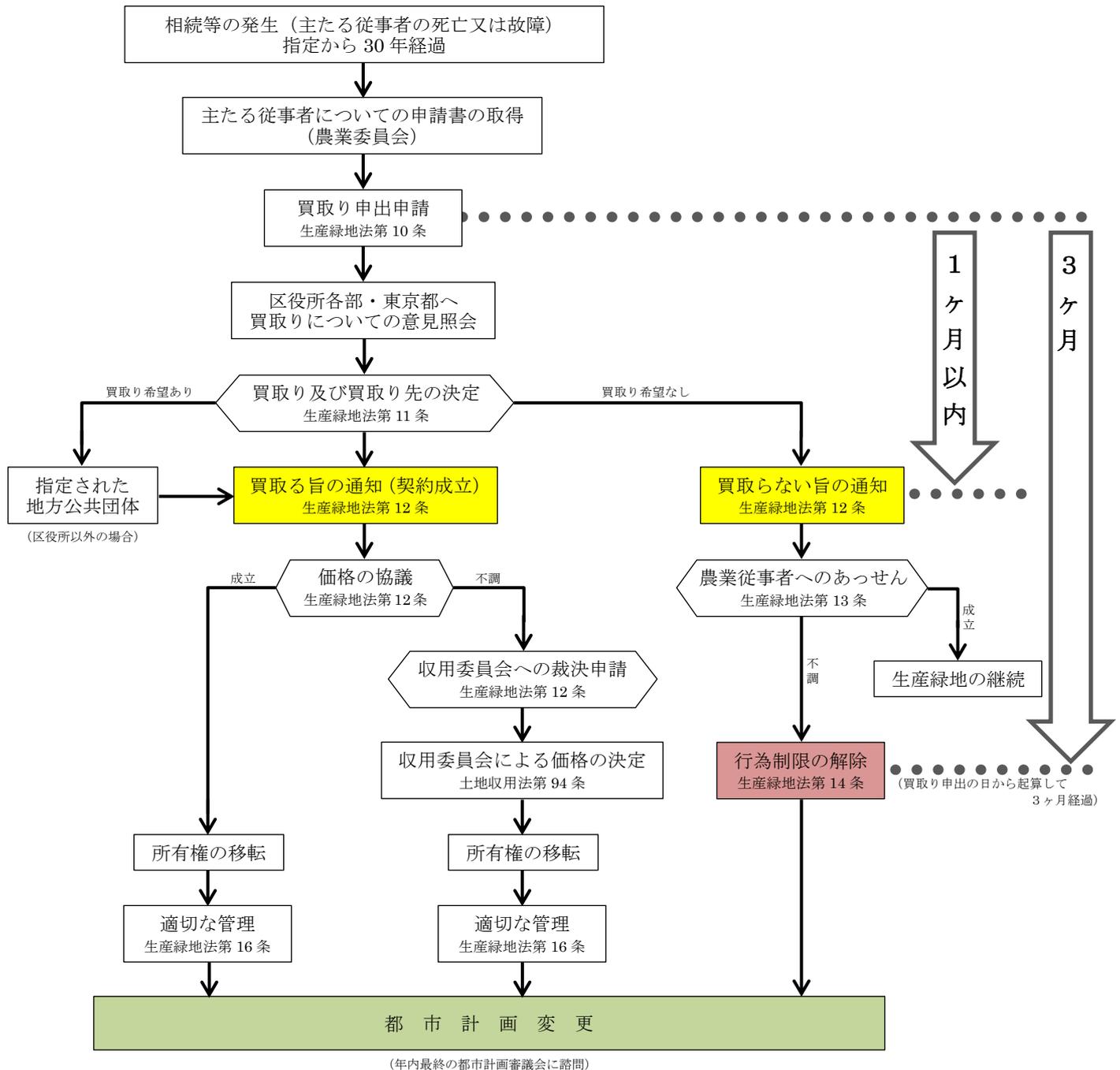


# 生産緑地地区の買取申出～都市計画変更の流れ



※ 生産緑地地区の買取申出を行うには、対象地が他人の権利の目的（抵当権等）になっていないことが条件となります。他人の権利の目的となっている場合、「買取る旨の通知の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面」の添付が必要となります。《生産緑地法第10条》

※ 買取る旨の通知の発送をもって売買契約の成立となります。価格については別途協議いたします。